

秋田県条例第三十四号

秋田県子どもを虐待から守る条例

目次

前文

第一章 総則（第一条―第八条）

第二章 虐待の未然の防止及び啓発活動（第九条・第十条）

第三章 虐待の防止のための体制の整備等（第十一条―第十四条）

第四章 援助及び支援（第十五条―第二十一条）

第五章 人材の育成、調査研究等（第二十二条―第二十五条）

附則

全ての子どもは、次代の社会を担うかけがえのない存在であり、その健やかな成長は、県民全ての願いである。また、全ての子どもは、幸福な生活を送り、成長することができる権利を有しており、その権利は優先して尊重されなければならない。社会全体の責務としてこれを擁護していかなければならない。

しかしながら、人間関係の希薄化、核家族化などの社会情勢の変化を背景に、地域社会においては子どもを見守る力の低下、家庭においては子どもを養育する力の低下が指摘されている中、子どもに対する虐待が後を絶たない。

子どもに対する虐待は、子どもの心身に有害な影響を及ぼし、子どもから笑顔や夢、希望、時には尊い生命までも奪う重大な権利の侵害であり、いかなる場合においても、許されるものではない。

ここに、社会全体で全ての子どもを虐待から守ることを改めて決意し、子どもの権利の擁護及びその健やかな成長に資するため、この条例を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、子どもを虐待から守ることについて、基本理念を定め、並びに県及び保護者の責務並びに県民及び関係機関等の役割を明らかにす

るとともに、子どもを虐待から守ることに関する施策の基本的な事項を定めることにより、子どもを虐待から守り、もって次代の社会を担う子どもの権利が擁護され、かつ、子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 子ども 十八歳に満たない者をいう。
- 二 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護するものをいう。
- 三 虐待 保護者がその監護する子どもについて行う次に掲げる行為をいう。

- (一) 子どもの身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- (二) 子どもにわいせつな行為をすること又は子どもをしてわいせつな行為をさせること。

- (三) 子どもの心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、子どもに必要な医療又は教育を受けさせないこと、保護者以外の同居人による(一)、(二)又は(四)に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。

- (四) 子どもに対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、子どもが同居する家庭における配偶者に対する暴力(配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。))の身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。第八条第四項において同じ。)その他子どもに著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

四 関係機関等 学校、児童福祉施設、医療機関、警察その他子どもの福祉に業務上関係のある機関及び団体並びに児童委員、学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士、警察官その他子どもの福祉に職務上関係のある者をいう。

(基本理念)

第三条 子どもを虐待から守ることは、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- 一 虐待は子どもの権利を著しく侵害する行為であることに鑑み、これを行ってはならず、及び許してはならないこと。
- 二 全ての子どもは、安心して生きる権利、能力を十分に発揮する権利、虐待を含めた暴力及び搾取から守られる権利、自ら意見を述べる権利その他の健全な成長及び発達をするための権利を有し、当該権利が擁護されなければならないこと。
- 三 子どもの生命を守ることを最も優先するものとし、子どもの最善の利益を考慮しなければならないこと。
- 四 子ども及び保護者が孤立することのない社会の形成を推進することが虐待を防止する上で重要であるとの認識の下に、県、保護者、県民及び関係

機関等が各々の役割を果たすとともに、相互に協力しなければならないこと。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもを虐待から守ることに関する総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

(保護者の責務)

第五条 保護者は、いかなる場合においても、虐待を行ってはならない。

2 保護者は、子どものしつけに際して体罰を加えてはならず、また、親権その他子どもに関する一切の権利を濫用してはならない。

3 保護者は、基本理念にのっとり、子どもを心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を有することを深く認識しなければならない。

4 保護者は、基本理念にのっとり、子育てについて、身近な人、県、市町村若しくは関係機関等に相談し、又はこれらの者から助言その他の支援を受けること等により、子どもを健やかに育成するよう努めなければならない。

(県民の役割)

第六条 県民は、虐待を受けたと思われる子どもを発見したときは、速やかに通告(児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)第六條第一項の規定による通告をいう。以下同じ。)をしなければならない。

2 県民は、基本理念にのっとり、子どもを虐待から守ることについての関心と理解を深めるよう努めなければならない。

3 県民は、基本理念にのっとり、県及び市町村が実施する子どもを虐待から守ることに関する施策に協力するよう努めるとともに、子育て家庭を孤立させないために地域社会において見守るよう努めなければならない。

(関係機関等の役割)

第七条 関係機関等は、虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、虐待の早期発見に努めなければならない。

2 関係機関等は、基本理念にのっとり、それぞれの専門性を活用し、及び特性を生かし、県、市町村及び他の関係機関等と相互に連携して、子ども、保護者、保護者となることが見込まれる者等に対する支援を自ら行うことその他の子どもを虐待から守ることに関する取組を主体的に行うよう努めなければならない。

3 関係機関等は、基本理念にのっとり、県及び市町村が実施する子どもを虐待から守ることに関する施策に協力するよう努めなければならない。

4 関係機関等は、基本理念にのっとり、子どもを虐待から守ることに関する取組を行う主体であることを深く認識し、かつ、子どもの権利を擁護する

とともに、いかなる場合においても、子どもに対し、第二条第三号(一)から四までに掲げる行為をしてはならない。

(連携協力体制の整備)

第八条 県は、子どもを虐待から守ることに関する施策を実施するに当たっては、県、市町村及び関係機関等の相互の緊密な連携協力体制の整備に努めるとともに、必要に応じ、県民及び関係機関等に対し、協力を求めるものとする。

2 県は、虐待を早期に発見し、及び当該虐待に早期に対応し、並びに虐待を受けた子ども、当該子どもへの保護者及び虐待を受けた後十八歳に達した者に対するその後の支援を行うため、県、市町村及び関係機関等の相互の情報共有を図るための連携協力体制の充実に努めるものとする。

3 県は、虐待を防止するため、児童相談所が把握した虐待に係る情報について警察と共有すること等により、子どもの安全を確保し、適切な保護を図るものとする。

4 県は、配偶者に対する暴力による虐待の再発を防止するため、市町村及び関係機関等と連携し、子どもの安全の確保を優先して当該子ども及び配偶者に対する暴力を受けた者の支援を行うものとする。

第二章 虐待の未然の防止及び啓発活動

(虐待の未然の防止)

第九条 県は、虐待の未然の防止に資するため、子育て家庭に対し、相談、情報の提供その他の子育て支援に関する施策を実施するものとする。

(啓発活動)

第十条 県は、子どもを虐待から守ることについて、言語、文化、国籍、年齢等にかかわらず、全ての県民の理解を深めるため、必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

2 県は、学校その他子どもの活動の場において、子どもに対し、当該子どもが権利を有し、当該権利が擁護されるものであることを認識するための教育を行うとともに、虐待に係る相談制度について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

3 県は、学校において行われる前項の教育及び同項の啓発活動の推進を図るため、学校の設置者と連携し、必要な措置を講ずるものとする。

4 県は、医療機関及び市町村と連携し、望まない妊娠をした者、医療機関を受診していない妊婦等に対し、医療その他の支援について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

5 県は、子どもを虐待から守ることについて、県民の関心と理解を深めるとともに、子どもを虐待から守る活動への参加を促進するため、虐待防止推進月間を設ける。

6 虐待防止推進月間は、毎年十一月とする。

第三章 虐待の防止のための体制の整備等

(通告の受理等の体制の整備)

第十一条 県は、市町村及び関係機関等との連携及び協力をし、虐待を受けたと思われる子どもを発見した者からの通告を常時受けることができ、及び虐待を受けたと思われる子どもの家族その他の者からの相談に常時応ずることができる体制の整備を図るものとする。

2 県は、通告又は虐待に係る相談を行った者及び次条第二項に規定する安全確認措置に協力した者に不利益が生じないよう必要な配慮をするものとする。

(通告等に係る子どもの安全確認等)

第十二条 児童相談所長は、通告又は虐待に係る相談があった場合には、当該子どもの生命を守ることを最も優先してその職務を行うものとする。

2 児童相談所長は、通告を受けた場合には、市町村及び関係機関等と連携して当該子どもとの面会その他の方法により当該子どもの安全の確認を行うための措置（以下この条において「安全確認措置」という。）を講ずるものとする。

3 虐待を受けたと思われる子どもと同居する者及び関係機関等は、安全確認措置に協力しなければならない。

4 児童相談所長は、安全確認措置を講ずるに当たっては、必要に応じて、近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員、当該子どもが居住する住宅を管理し、又は所有する者その他の者に対し、情報の提供その他協力を求めることができる。

5 児童相談所長は、安全確認措置を講じた場合で、当該子どもに係る事案の緊急度及び重症度から当該子どもの安全の確保のために必要があると認めるときは、警察署長及び市町村長に対し協力を求めて、一時保護（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十三条第一項の規定による一時保護をいう。以下同じ。）を行い、又は適当な者に委託して、一時保護を行わせるものとする。

(立入調査等に関する協力の要請)

第十三条 知事は、児童虐待の防止等に関する法律第九条第一項の規定による立入り及び調査若しくは質問、同法第九条の三第一項の規定による臨検若しくは捜索又は同条第二項の規定による調査若しくは質問を行う場合においては、子どもの生命を守ることを最も優先し、これらの権限を適切に行使するとともに、必要があると認めるときは、警察署長又は市町村長に対し、協力を求めるものとする。

(居住地の変更に係る情報の共有)

第十四条 県は、虐待を受けた子どもが県内の他の市町村の区域内若しくは県外の市区町村の区域内にその居住地を変更する場合又は県外の市区町村の

区域内から県内の市町村の区域内に居住地を変更した子どもについて他の都道府県又は市区町村から虐待に関する情報の提供を受けた場合は、当該居住地の変更の前後においてこれらの子どもに対する支援が切れ目なく行われるよう、当該子どもに関係する児童相談所、市区町村等との情報交換その他の緊密な連携を図り、及び迅速かつ的確に必要な措置を講ずるものとする。

第四章 援助及び支援

(虐待を受けた子どもに対する援助等)

第十五条 県は、虐待を受けた子どもが安全に安心して生活し、及び十分な教育を受けることができる環境を確保するとともに、当該子どもの心身の健康の回復を図るため、当該子どもに対し、その年齢、心身の状況等を十分に考慮して、必要な援助を行うものとする。

2 県は、虐待を受けた子どもが健やかに成長し、将来親としての責務を果たすことができるよう市町村及び関係機関等と連携して子どもの権利に関する理解を深めるための啓発活動その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 県は、一時保護をした子どもに対し、良好な家庭的環境において生活することができるよう当該子どもの権利を尊重して支援を行うものとする。
(虐待を受けた子どもからの意見の聴取等)

第十六条 県は、前条第一項の援助及び同条第三項の支援を行うに当たっては、当該子どもの最善の利益に資する観点から、当該子どもの意見を聴く機会及び当該子どもが自ら意見を述べることができる機会の確保に努めるものとする。

(保護者に対する支援)

第十七条 県は、虐待を受けた子どもが安全に安心して生活することができる環境が形成され、及び再び虐待が行われることがないようにするため、当該子どもの保護者に対し、市町村及び関係機関等と連携して、相談、指導、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(医療に関する支援体制の充実)

第十八条 県は、虐待を受けた子どもが専門的な医療を要する場合において、当該医療が円滑に行われるよう、医療機関と連携し、当該医療に関する支援体制の充実に努めるものとする。

(社会的養護の充実)

第十九条 県は、虐待を受けた子どもに対する社会的養護の充実を図るため、市町村及び関係機関等と連携して次に掲げる事項に関する施策を推進するものとする。

一 当該子どもに係る児童福祉法第六条の四に規定する里親及び同法第六条の三第八項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者(次号及び第三

号において「里親等」という。）についての普及啓発に関すること。

二 里親等に対する当該子どもの委託の推進に関すること。

三 里親等による当該子どもの養育の内容を向上させるための支援に関すること。

四 児童福祉施設その他の当該子どもが日常生活を営むために必要な施設の確保に関すること。

五 前号の施設における、家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境の整備に関すること。

六 第四号の施設の職員の資質の向上を図るための研修その他の能力の開発及び向上に関すること。

七 前各号に掲げるもののほか、当該子どもに対する社会的養護の充実に関すること。

（児童相談所の体制の強化等）

第二十条 県は、子どもを虐待から守ることに関する施策を円滑かつ迅速に実施することができるよう児童福祉司その他の専門的知識を有する職員の適切な配置その他児童相談所の人的体制の強化に努めるものとする。

2 県は、児童相談所において、子どもを虐待から守ることについての確に応ずるための相談体制の充実に努めるとともに、一時保護をした子どもが良好かつ平穩に生活することができるよう環境の整備に努めるものとする。

（自立に向けた支援等）

第二十一条 県は、虐待を受けた子ども又は虐待を受けた後十八歳に達した者が円滑に自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、必要な支援を行うとともに、当該支援を行うことができる体制の充実に努めるものとする。

2 県は、前項の支援を行うに当たっては、当該子ども、当該虐待を受けた後十八歳に達した者及びこれらの者の関係者に対し、当該子ども及び当該虐待を受けた後十八歳に達した者が必要とする支援に関する情報の周知に努めるものとする。

第五章 人材の育成、調査研究等

（人材の育成）

第二十二条 県は、子どもを虐待から守ることに関する施策の推進に寄与する人材の育成を図るため、子どもを虐待から守ることに関する研修の実施その他必要な措置を講ずるものとする。

（調査研究等）

第二十三条 県は、子どもを虐待から守ることに関する施策を策定し、及び実施するために必要な情報の収集及び分析並びに調査研究を行うものとする。

る。

(要保護児童対策地域協議会への支援)

第二十四条 県は、児童福祉法第二十五条の二第一項の規定により市町村が設置した要保護児童対策地域協議会の円滑な運営を図るため、必要な支援を行うものとする。

(財政措置)

第二十五条 県は、子どもを虐待から守ることに関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。